

令和7年度 第2回

国民健康保険運営協議会資料

日 時 令和7（2025）年12月17日（水）
午後2時から
場 所 本庁3階 303会議室

那須塩原市

目次

1 應募案件

- (1) 那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について P1
- (2) 那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について P2~3

2 報告案件

- ・国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について P4

< 訒問 (1) >

■ 那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について

1 目的

- ・国民健康保険では、高所得者層に対する保険税負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険税負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。
- ・令和7(2025)年3月31日に地方税法施行令が改正され、医療給付費分の賦課限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が24万円から26万円に引き上げされました。
- ・この引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができるため、那須塩原市国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

2 概要

- ・令和8(2026)年度における賦課限度額について地方税法施行令の基準どおり、医療給付費分を66万円に、後期高齢者支援金分を26万円に改正します。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金 分	合計
改正前(A)	65万円	24万円	17万円	106万円
改正後(B)	66万円	26万円	17万円	109万円
差額 (B)-(A)	+1万円	+2万円	0万円	+3万円

3 スケジュール

- (1) 令和7(2025)年12月17日：那須塩原市国民健康保険運営協議会へ詐問
- (2) " : 那須塩原市国民健康保険運営協議会から答申
- (3) 令和8(2026)年2月：全協に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を説明
- (4) 令和8(2026)年3月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を上程

< 診問（2）>

■ 那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について**1 目的**

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の成立に伴い、令和8年度から各医療保険者は、被保険者から「子ども・子育て支援納付金」を保険料（税）として徴収する制度が創設されます。この支援金は、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策（ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、支援の拡充、共働き・共育ての推進など）を着実に実行するための財源となり、児童手当等に充てられます。

この財源は、令和8年度から導入されます「子ども・子育て支援納付金」にて市町村から県に納付し、県から国に納付されます。

那須塩原市国民健康保険税条例においても「子ども・子育て支援納付金」の設置を行うため、改正を行うものです。

2 概要

国民健康保険において、既存の区分（「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」）に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。「子ども・子育て支援納付金分」においても、既存の区分と同様に、「所得割額」「均等割額」「平等割額」の3方式による算定方式とし、賦課限度額を地方税法施行令のとおり、〇〇万円とします。（※限度額については、現時点で国から示されていないため、〇〇万円と表記しています。今後、国から示された額が市税条例に定められる額となります。）

また、本制度の趣旨から、18歳に達する日以後の3月31日までの被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）の均等割額が10割軽減されることから、その軽減分を補うため、「18歳以上均等割額」を設置しています。

次ページの表は令和8年度の税率・額であり、令和8年度から10年度にかけて段階的に引き上げられる予定です。

算定方式	税率・額	概要
① 所得割額	0.20%	世帯内の国民健康保険加入者の前年中の所得から基礎控除額43万円を引いた金額に税率をかけて計算します。
②-1 均等割額	1,100円	世帯内の国民健康保険加入者の人数に応じて計算します。18歳未満被保険者については、全額軽減されます。
②-2 18歳以上均等割額	100円	世帯内の18歳未満被保険者を除いた国民健康保険加入者の人数に応じて計算します。
③ 平等割額	700円	世帯内の国民健康保険加入者の人数にかかわらず、一世帯あたりの定額で計算します。
④ 賦課限度額	○○円	政令で定める額とします。

3 スケジュール

- (1) 令和7(2025)年12月17日：那須塩原市国民健康保険運営協議会へ諮問
- (2) " : 那須塩原市国民健康保険運営協議会から答申
- (3) 令和8(2026)年2月：全協に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を説明
- (4) 令和8(2026)年3月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を上程

<報告（1）>

■国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

1 概要

○子ども・子育て支援納付金への対応に要する経費、令和6年度決算に伴う繰越金の整理、国・県支出金等の精算に伴う返還について、予算措置を行ったもの。

2 予算総額

区分	予算総額
補正前予算額	119 億 1,097 万 6,000 円
補正予算額（第1号）	1 億 3,448 万 3,000 円
補正後予算額	120 億 4,545 万 9,000 円

3 内容

(1) 歳入

○国庫支出金

- ・子ども・子育て支援事業費補助金：176 万 0,000 円

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金：▲1,099 万 7,000 円

○繰越金

- ・令和6年度繰越金：1億 1,692 万 7,000 円

○諸収入

- ・一般療養の給付等還付金(過年度分)等：2,679 万 3,000 円

(2) 歳出

○総務費

- ・賦課徴収費：176 万 0,000 円

(子ども・子育て支援納付金に伴うシステム改修の増額)

○保健事業費

- ・特定健康診査等事業費：240 万 0,000 円

(国・県支出金の精算に伴う返還金)

○基金積立金

- ・財政調整基金積立金：6,846 万 4,000 円

(基金原資積立)

○諸支出金

- ・償還金：4,851 万 6,000 円

(国・県支出金の精算に伴う返還金)

- ・一般会計繰出金：1,334 万 3,000 円

(一般会計繰入金の精算に伴う返還金)